



2020年8月7日

各 位

会社名 第一商品株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村 学
(JASDAQ・コード8746)
問合せ先 執行役員 管理本部長 渡邊 誠一
電話番号 03-3462-8011(代表)

行政処分に関するお知らせ

当社は、令和元年12月3日より実施された農林水産省及び経済産業省（以下「監督官庁」という。）の商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第157条第1項及び第231条第1項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第16条第1項の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）の結果、本日、監督官庁より、下記のとおり行政処分が通知されましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分理由

- ・「法第232条第1項及び法第236条第1項」の規定に該当する事実

- (1) 法第224条第1項に定める事業報告書に過大に計上した資産を記載し、主務大臣に提出しており、これは、法第362条第11号に該当すること。
- (2) 法第224条第2項に定める報告書に過大に計上した資産を掲載し、主務大臣に提出しており、これは、法第362条第11号に該当すること。

2. 処分内容

- (1) 商品先物取引業を令和2年8月17日(月)から令和2年9月11日(金)まで(20営業日)の間停止すること。ただし、委託者の計算による取引の決済を結了させること、及び委託者から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を返還することを除くこととする。
- (2) 速やかに、以下の措置を講ずること。
 - ① 今般の各法令違反行為の発生原因について、それぞれ調査分析すること。
 - ② ①の調査分析結果を踏まえ、各法令違反行為の再発を防止するため、それぞれについて、実効性のある具体的な改善措置を講ずること。
 - ③ ②を含め、法令遵守に係る経営管理体制及び内部管理体制を確立し、その維持のための具体的な方策を策定し、全役職員に対し法令遵守を徹底させること。

3. 今後の対応

当社といたしましては、今後の商品先物取引業の運営の改善に向け、全力をあげて対処してまいりますとともに、監督官庁より指摘を受けた事項を真摯に受け止め、履行、徹底してまいりたいと思っております。

4. 今後の見通し

株主や投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。今般の行政処分に伴う、当社令和3年3月期業績への影響につきましては、今後の経過を慎重に判断し、必要性があればその都度、適宜開示等の対応をしてまいりたいと考えております。

以 上